

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 2月23日

【会社名】 株式会社オルトプラス

【英訳名】 Alt Plus Inc .

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 石井 武

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-4577-6701

【事務連絡者氏名】 取締役CF0執行役員財務・経理部長 竜石堂 潤一

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号

【電話番号】 03-4577-6701

【事務連絡者氏名】 取締役CF0執行役員財務・経理部長 竜石堂 潤一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】
その他の者に対する割当 19,502,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,016,252,000円
(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第4回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	24,500個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	19,502,000円
発行価格	新株予約権1個につき796円(新株予約権の目的である株式1株当たり7.96円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成29年3月13日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社オルトプラス 財務・経理部 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号 渋谷南東急ビル9階
割当日	平成29年3月13日(月)
払込期日	平成29年3月13日(月)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷支店

- (注) 1. 株式会社オルトプラス第4回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行については、平成29年2月23日(木)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、当社及びマッコーリー・バンク・リミテッド(以下「割当予定先」といいます。)との間で本新株予約権に係る買取契約(以下「新株予約権買取契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で新株予約権買取契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。
5. 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義する。)2,450,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項(2)を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。 本有価証券届出書において、「修正日」とは、各行使価額の修正につき、(注)7(1)に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日。)をいう。 「取引日」とは、東京証券取引所で売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限を含む。)には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。</p>
---------------------------------	---

	<p>3. 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、各修正日の前取引日において、修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 行使価額は489円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>5. 割当株式数の上限 2,450,000株（本有価証券届出書提出日現在の当社発行済普通株式総数10,131,040株に対する割合は、24.18%（小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を四捨五入した値。）。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 本新株予約権の発行価額の総額19,502,000円に下限行使価額である489円で本新株予約権全部が行使された場合の1,198,050,000円を合算した金額である1,217,552,000円（但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。）。</p> <p>7. 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照）。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社オルトプラス 普通株式（以下「当社普通株式」という。） 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式2,450,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初815円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正 (1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。</p>

(2) 行使価額は489円（但し、本欄第4項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。

4. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・1株当たりの} \times \text{処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金2,016,252,000円</p> <p>(注) 全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買取って消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成29年3月13日から平成31年3月12日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社オルトプラス 財務・経理部 東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号 渋谷南東急ビル9階</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり796円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項（以下「新株予約権発行要項」という。）の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく本新株予約権の取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり796円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、当該取得条項に基づく本新株予約権の取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 募集の目的及び理由

当社は創業以来、GREEやmobageといったSNSプラットフォームや、App StoreやGoogle Play等のアプリケーションで提供されるソーシャルゲーム（注1）の企画・開発・運営を主たる事業としております。

当社はSNSプラットフォームにおける自社オリジナルタイトルのリリースを皮切りに、アニメや漫画等のキャラクター等のユーザー認知度の高いIP（注2）を保有する他社との協業によるタイトルをSNSプラットフォームで運営することで事業を拡大してまいりました。その後、スマートデバイス（注3）の普及に伴いApp StoreやGoogle Play等で提供されるネイティブアプリゲーム（注4）の需要が高まったことから、当社もその市場環境の変化に対応するため、ネイティブアプリゲームの開発を行ってまいりました。しかしながら、SNSプラットフォーム向けのソーシャルゲームと異なり、スマートデバイスの性能を活かしたゲームの開発に際しては家庭用ゲーム機向けのゲームで培われた表現や演出のノウハウが必要であるため、SNSプラットフォーム向けのソーシャルゲームと比較して開発期間が長期化し、開発人員も多く必要となります。当社でも、ネイティブアプリゲームの開発期間が長期化し、また、開発のための人的リソースが不足したこと等により、ユーザー認知度の高いIPを利用した協業案件が獲得できた場合でも、開発をスタートできないケースや外注先を利用した開発・運営を行うケースが多くなった結果、採算が取れない状況が長く続きました。

そのような状況を踏まえ、当社は、開発・運営費を抑え、また、安定したゲームタイトルの提供が可能な体制を構築するために、ベトナム国ハノイ市に開発子会社を設立し、現地のエンジニアの獲得と育成を進めるとともに、ソフトウェアテストサービスを主たる事業とする株式会社SHIFTと、ソーシャルゲーム運営に必要なカスタマーサービス（CS業務）及び品質保証（QA業務）を専門に行う合併会社を設立するなど、市場環境変化に対応するための先行投資を続けてまいりました。また、当社は、外部の開発会社との協業を進めることにより、安定した人員の確保等、ソーシャルゲームの運営に関するニーズに対してワンストップで応えられる環境の整備を進めてまいりました。こうした先行投資や環境の整備により、現時点においては、運営中のゲームタイトルにつきましては、黒字を確保できる体制の構築に向けた施策を講じております。

また、他社が開発・運営をしているソーシャルゲームを、当該会社に代わって運営を引き受けるビジネス（ソーシャルゲームの「セカンダリーマーケット」（注5）。以下「セカンダリーマーケット」といいます。）が広がりつつあることを踏まえ、運営移管元企業の『少しでも長く現在の売上水準を維持し、コストを下げて運営し、ソーシャルゲームのLTV（ライフ・タイム・バリュー）（注6）を最大化したい』という要求を満たす運営引受先として、他社タイトルの運営移管受託の拡大を図ってまいりました。当社は、セカンダリーマーケットの拡大が今後も見込めると考えていることから、運営移管案件の獲得に備えることが今後の事業拡大に必要であり、そのための手元資金を確保する必要があると考えております。また、当社は、他社タイトルの運営移管受託を中心とする、セカンダリーマーケットにおけるビジネスを展開しておりますが、近時、当社へのソーシャルゲームの売却打診も増えてきていることから、採算性を判断した上で、他社タイトルの買取りを進めることが今後の事業拡大に必要であり、当該機会に備えて手元資金を確保する必要があると考えております。

そして、スマートデバイスの高機能化や通信速度の高速化により、スマートデバイスの性能を活かしたゲームの開発・運営が可能となったことから、家庭用ゲーム機向けのゲームメーカーやユーザー認知度の高

いIPを保有する企業のソーシャルゲーム市場への参入が進んでおりますが、同時に、ソーシャルゲーム運営のノウハウを有する企業に対する共同開発及び運営委託の事例も増加していると認識しております。そのような状況において、当社は、株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント（以下「SIE」といいます。）の子会社である株式会社フォワードワークス（以下「フォワードワークス」といいます。）との協業により、当社のスマートフォンゲームにおける企画、開発、運営のノウハウと、フォワードワークスが扱うSIEの“プレイステーション”専用ソフトウェアを中心としたコンテンツを組み合わせたソーシャルゲームの開発を開始するとともに、株式会社KADOKAWA（以下「KADOKAWA」といいます。）との協業により、KADOKAWAが権利を有するIPを利用したソーシャルゲームの開発を進めるなど、他社との協業によるソーシャルゲームの開発を進めております。他社との協業では、ライセンス使用許諾料や開発・運営費用の一部を当社が先行して負担することにより、ユーザー認知度の高いIPを利用した協業案件や、セールスランキングの上位にランクインが見込まれる協業案件を獲得できる可能性が高くなり、また、サービス提供開始後の、当社への収益分配率を高めることが可能になります。このため、協業案件の獲得を積極的に進めることが当社の業容拡大に必要だと考えており、このため、ライセンス使用許諾料及び開発・運営費用の支払に備えて、一定の手元資金を確保する必要があると考えております。

海外展開につきましては、平成28年4月に台湾のXPEC Entertainment Inc.（樂陞科技股份有限公司。以下「XPEC」といいます。）と資本業務提携を締結するとともに、同年10月には韓国のAIMHIGH GLOBAL Co.Ltd.（以下「AIMHIGH」といいます。）と戦略的パートナーシップ関係確立に関する基本合意を結び、案件ごとに協業を進めております。具体的には、AIMHIGHの仲介により、Shanghai Kingnet Technology Co. Ltd.（上海英网网络科技有限公司。以下「KINGNET」といいます。）との間で、中国及び日本で提供を予定しているソーシャルゲームの開発を開始するなど、日本で開発・運営されているソーシャルゲームの中国・韓国での展開、中国・韓国で開発・運営されているソーシャルゲームの日本での展開など、案件ごとに検討を進めております。ユーザー認知度の高いIPを利用した協業案件やセールスランキングの上位にランクインが見込まれる協業案件の獲得及び各国での展開に際しては、ライセンス使用許諾料や、翻訳及びグラフィックをその国のテイストにアレンジするなどの、各国のユーザーの嗜好に合わせるための調整が必要となりますが、そのための権利金や開発・運営費用の一部を当社が負担する必要があります。株式会社矢野経済研究所が公表した「スマホゲーム市場に関する調査結果2015」によると、日本国内のソーシャルゲーム市場は売上成長率が鈍化し成熟化を迎えつつあるとされておりますが、中国、韓国を中心とするアジア市場では成長が続いていると当社は考えており、そのため、海外展開に関する協業案件の獲得を積極的に進めることが当社の業容拡大に必要だと考えております。そのために、ライセンス使用許諾料や開発・運営費用の支払に備えて、一定の手元資金を確保する必要があると考えております。

また、他社ウェブサービス等の開発や運営を、ベトナム子会社の開発リソースを利用して受託するオフショア開発事業（注7）については、ベトナムでのエンジニア等の採用を進め、日本国内での営業・サポート体制の整備を進めた結果、新規開発案件の打診及び受注が増加しております。日本国内における開発費用の上昇、開発人員の不足が続いていることから、海外開発拠点を利用した開発や運営の需要は今後も増加していくと、当社は考えております。ソーシャルゲームはユーザーの嗜好に短期間で左右されることから、長期間に渡って安定的な収益を確保していくことは難しいと考えられるのに対し、オフショア開発は、契約期間に基づき収益が決まるため、ソーシャルゲーム事業と比較して、長期間に渡り安定的な収益の確保が可能であると考えており、当社の事業戦略上、長期間に渡って安定的な収益を獲得できるオフショア開発を拡大していくことが重要であると考えております。そのためには、日本国内における営業体制、サポート体制をより充実させ、ベトナムでのエンジニア等の採用を進めることが必要であり、そのための投資に備えて、一定の手元資金を確保する必要があると考えております。

当社は、平成28年9月期第3四半期より継続企業の前提に関する注記が付されている状況を踏まえ、平成28年9月期有価証券報告書で開示した「継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策等」に記載した対応を進めておりますが、今後の事業基盤の安定化及び拡大には、セカンダリーマーケットにおける他社タイトルの運営移管受託並びに他社タイトルの買取りのための投資、海外案件を含めた協業案件獲得のための投資、オフショア開発事業の拡大のための投資が必要であり、そのためには財務基盤の一層の強化を図る必要があると判断し、本第三者割当による資金調達を決定いたしました。

当社は、本第三者割当によって更なる財務基盤の強化を図り、また、本第三者割当により調達した資金を活用して上記の事業拡大を図っていくことにより、当社の収益向上を図ることが可能となるため、本第三者割当は企業価値及び株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

注1．ソーシャルゲームとは、ゲームの利用者同士のつながりや交流関係を活かしたゲームの総称です。

2．IPとは、知的財産権（Intellectual Property）の略称です。

3．スマートデバイスとはスマートフォンやタブレット端末など、情報処理端末（デバイス）のうち、単なる計算処理や通話だけではなく、インターネットブラウザやゲームなど、様々なアプリケーションを利用できる多機能端末の総称です。

4．ネイティブアプリゲームとは、Google Inc.が運営する「GooglePlay」やApple Inc.が運営する「App Store」等のアプリマーケットよりプログラムをダウンロードして利用するゲームアプリケーションを指します。

5．たとえば、家庭用ゲーム機向けのゲームの場合は、ゲーム開発会社が開発を行い、ゲームの完成及び販売の開始により、開発作業が完了いたしますが、ソーシャルゲームの場合においては、ゲーム開発会社は新規タイトルのリリース後も継続して当該タイトルの運営を行う必要があるため、運営コストが継続して発生し、人的リソースも固定されることから、新規タイトル開発のために必要な人員を充てることができず、事業が硬直化するという問題があります。ゲーム開発会社は、従来は、人員を多めに抱え、社内ローテーションにより上記問題に対応しておりましたが、昨今の厳しい市場環境下に

においては、余剰人員を抱えることは難しいため、リリース済みのタイトルを少しでも低コストで長期間運営しつつ、自社の開発人員を新規タイトルの開発に充てたいとする企業が増えており、これを受けてゲームタイトルの運営を専門で請け負う企業も増えつつあります。このように、他社が開発・運営をしているソーシャルゲームを、当該会社に代わって運営を引き受ける、又は他社が開発・運営していたソーシャルゲームを買い取るビジネスを、「セカンダリーマーケット」といいます。

6. LTV(ライフ・タイム・バリュー)とは、一人の顧客が取引期間を通じて企業にもたらす利益(顧客生涯価値)を指します。

7. オフショア開発とは、ソフトウェア開発や運用保守管理等を海外の開発会社等に委託して行う開発を指します。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権の発行を選択した理由

当社は、今回の資金調達に際して当社における資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の利益に対する影響を一定程度抑えながら自己資本を増強できる仕組みを重視しました。このため、下記「(3)本資金調達方法について」に記載の[メリット]及び[デメリット]並びに[本新株予約権のその他特徴]や、下記「(3)本資金調達方法について」に記載の[他の資金調達方法との比較]について検討を行った結果、割当予定先から提案された第三者割当による本新株予約権による資金調達方法(以下「本スキーム」といいます。)が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

(3) 本資金調達方法について

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、本新株予約権に係る払込み及び割当予定先による本新株予約権の行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は当初815円としますが、平成29年3月13日以降、新株予約権発行要項第12項に定める期間の満了日(平成31年3月12日)まで、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正されます。但し、上記の計算により修正後の行使価額が下限行使価額(489円)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

全ての本新株予約権が行使された場合に交付される当社普通株式の数は2,450,000株(当該株式に係る議決権数は24,500個)であり、平成29年1月31日現在における当社の発行済株式総数10,131,040株(当該株式に係る議決権数は101,281個)を分母とする希薄化率は24.18%(議決権数に係る希薄化率は24.19%)となります。

また、本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。なお、当社としては、以下に記載するように、本スキームのデメリットは主に当社普通株式の株価が低迷した場合に予定した金額の資金調達が実現できず、また、本新株予約権者が当社普通株式を市場で売却することが株価の下落要因になることであると考えております。しかし、本スキームは、以下に記載するメリットにより財務基盤の安定に資するものと見込んでおります。

[メリット]

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、2,450,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、将来の株価動向によって行使価額が修正された場合であっても、当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)。

取得条項による取得及び消却

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合等には、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降、いつでも残存する本新株予約権を新株予約権発行要項第14項第(1)号記載の取得条項に基づき取得することにより、希薄化の規模を抑制することが可能となっております。但し、当社取締役会が本新株予約権の取得を決議した場合であっても、取得日の前日までは割当予定先は本新株予約権を行使することができます。なお、取得価額は発行価額と同額であり、追加的な費用負担は発生いたしません。

当社による不行使期間の指定

新株予約権買取契約において、当社は、株式購入保証期間(以下に定義します。)中を除く本新株予約権の行使期間中、本新株予約権者が本新株予約権を行使することができない期間(以下「不行使期間」(注)といいます。)を2回まで定めることができる旨が定められる予定です。これによって当社は、割当予定先による権利行使時期に一定の制限を課し、一定程度、権利行使のタイミングを選択することが可能になります。

（注）不行使期間

1 回の不行使期間は10連続取引日以下とし、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って3取引日前までに書面により不行使期間の通知を行います。

株式購入保証

新株予約権買取契約において、行使期間中、当社は、当社が割当予定先に対して一定の様式の書面による事前の通知により株式購入保証期間を指定すること、及び、ある株式購入保証期間の終了日と他の株式購入保証期間の開始日の間は少なくとも5取引日以上の間隔を空けることを条件として、株式購入保証期間の適用を指定することができる旨が定められる予定であり、かかる範囲で本新株予約権による資金調達の確実性が確保されます。新株予約権買取契約上、割当予定先は、株式購入保証期間において、当社普通株式に係る当該株式購入保証期間の指定時の流動性に応じて、行使保証金額（以下に定義します。）を提供するため、本新株予約権を、その裁量で一回又は複数回に分けて行使するものとする旨が定められる予定です。但し、ある株式購入保証期間の初日において残存する本新株予約権の数が、該当する行使保証金額を下回る場合には、割当予定先は、その時点で未行使の本新株予約権を行使すれば足りるものとされ、また、ある株式購入保証期間中に、行使期間の末日、新株予約権発行要項第14項記載の取得事由に定める取得日又は新株予約権買取契約に基づく買取請求（下記「[デメリット]」買取請求により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性」に定義します。）による買取日のいずれかの日（以下「早期終了日」といいます。）が到来する場合（いずれの場合も、当社が本新株予約権の全部を取得又は買取する場合に限ります。）、割当予定先は早期終了日時点において、該当する行使保証金額に不足する金額が生じたとしても、かかる不足額を当社に提供するいかなる義務も負わないものとされる予定です。

なお、「行使保証金額」とは、当社が当該株式購入保証期間を開始する日に先立つ20取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の日次平均売買代金を基準に、下記表の記載に従って決定される金額で、下記の表中の対応する行に参照される金額をいいます。

発行会社の流動性 (日次売買代金の平均)	行使保証金額
6,700万円超	4億円
5,000万円超6,700万円以下	3億円
3,400万円超5,000万円以下	2億円
3,400万円以下	0円

「株式購入保証期間」とは、当社が株式購入保証期間の適用を指定した日の翌適格取引日から起算して20適格取引日の期間（但し、該当する行使保証金額が当該期間満了前に当社に提供された場合、その時点で当該株主購入保証期間は終了します。）をいい、「適格取引日」とは、当該取引日において以下の全ての事由が存在しない取引日をいいます（但し、g又は/及びhの事由が存在する取引日であっても、割当予定先は、その裁量によりかかる取引日（但し、当該g又は/及びhの事由以外に、a乃至fの事由が存在しない場合に限る。）を適格取引日とみなすことができます。）。

- 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、本新株予約権の下限行使価額に1.1を乗じた額以下となった場合
- 東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、東京証券取引所が公表する、直前の取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値から10%以上下落した場合
- 当社普通株式の当該取引日の東京証券取引所における普通取引の売買代金が、当該行使保証金額に係る下記の必要下限売買代金未満である場合

行使保証金額	必要下限売買代金
4億円	6,700万円
3億円	5,000万円
2億円	3,400万円

- 当該取引日が上記「当社による不行使期間の指定」に記載した不行使期間に該当する場合
- 株式購入保証期間内における取引日より前に割当予定先が行使請求をしたものの、当該行使により取得することとなる当社普通株式が当該行使の効力発生日から3取引日を超えて割当予定先に交付されていない、本新株予約権が存在する場合
- 割当予定先による行使が、制限超過行使（本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる当社普通株式数が払込期日時点における上場株式数（東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいいます。払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。）の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使をいいます。）に該当し、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条第1項本文所定の制限に抵触する場合
- 新株予約権買取契約に基づく当社の表明保証のいずれかに表明保証時点において誤りがある場合又は不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合
- 当社が新株予約権買取契約に定める誓約事項のいずれかに違反している場合

[デメリット]

当初資金調達額が限定的

新株予約権を用いた資金調達の特徴として、本新株予約権の発行時点では本新株予約権の発行価額の総額の資金調達がなされ、その後、新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の目的となる割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に当初行使価額を下回った場合には、行使価額が修正(上記「(2)新株予約権の内容等当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」をご参照ください。)されるため、本新株予約権による最終的な資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

割当予定先が本新株予約権の行使により取得した当社株式を市場売却した場合、当社株価が下落する可能性

割当予定先が本新株予約権の行使により取得した当社株式に係る保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が当該当社株式を市場で売却した場合には、当社株価が下落し、既存株主が不利益を被る可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先に本新株予約権の行使義務が生じる場面は限られていますので、割当予定先が本新株予約権の行使を行わない場合、資金調達額は、当社が当初想定した額を下回る可能性があります。

買取請求により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

新株予約権買取契約には、いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して本新株予約権に係る当初の行使価額(平成29年2月22日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)の60%(489円)(但し、新株予約権発行要項第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)を下回った場合、いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成29年2月23日(なお、同日は含まない。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、新株予約権発行要項第6項第2号乃至第4号により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。)の50%を下回った場合、割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、東京証券取引所における当社普通株式の取引が5取引日以上期間にわたって停止されている場合には、割当予定先は、それ以後いつでも(株式購入保証期間中であるか否かを問いません。)、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日(但し、本新株予約権の行使期間の末日が先に到来する場合は、本新株予約権の行使期間の末日とします。以下「買取日」といいます。)において、本新株予約権1個当たり、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る本新株予約権の全部を買取ります。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該行使期間中に買取日が到来する場合における当該各本新株予約権については、当社が割当予定先に支払うべき発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されることはありません。

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合、東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合、本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で割当予定先が未行使の本新株予約権を保有している場合等において、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、本新株予約権の行使による資金調達が行われなないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、本新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要になることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

第三者割当により投資家が限定的

第三者割当は、当社が割当予定先のみから資金を調達する方法であり、当社の既存株主を含む不特定多数の投資家から資本調達を募るものではありません。このように既存株主が本件の資金調達に参加することができないため、既存株主は、本新株予約権の行使により当社普通株式が交付されることによる希薄化の影響を受けることとなります。

[本新株予約権のその他特徴]

新株予約権買取契約には、以下の内容が含まれる予定です。

エクイティ性証券の発行の制限

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り(かかる同意は不合理に留保されてはならないものとします。)、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならない旨が定められる予定です。但し、(i)当社の役員及び従業員並びに当社の子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合(当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含みます。))又は譲渡制限付株式を発行する場合、及び()当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り。))を除きます。

解約条項

割当予定先は、(i)新株予約権買取契約が履行不能又は履行困難となるような、不可抗力とみなされる事態が生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、()国家の又は国際的な金融・財政状態、政治情勢若しくは経済情勢又は為替レート若しくは為替管理に関して、割当予定先の合理的な意見として、新株予約権買取契約締結日以降、本新株予約権の買取又は本新株予約権の行使、これによって取得する当社普通株式の売却に重大な悪影響が生じ又は生じる具体的なおそれがある場合、()割当予定先による本新株予約権の保有、行使又は、これによって取得する本株式の売却が法令若しくは規則に反することとなった場合又はその具体的なおそれがある場合、()割当予定先が新株予約権買取契約に定められた前提条件のいずれかにつき、払込期日までに割当予定先が合理的に満足する内容で充足せず、かつ、放棄もされていない場合、()新株予約権買取契約に定められた当社の表明保証に表明保証時点において誤りがある場合若しくは不正確であったことが表明保証時点後に明らかになった場合、当社の表明保証事項の真実性若しくは正確性について重大な疑義が生じた場合、又は誓約・合意に違反した場合、()上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第2項に定める事由が発生した場合、()当社について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはその他これに類似する法的整理手続開始の申立てがあったとき、又は当該手続の開始原因若しくは申立原因(支払不能、支払停止又は債務超過を含む。)となる事実が発生した場合、()当社及びその子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれが、犯罪組織その他の反社会的勢力である、又は、反社会的勢力と関係を持っていると認められた場合、又は()当社及びその子会社並びにそれらの取締役その他の経営陣のいずれが、自ら又は第三者を介して、反社会的行為を行い、又は行ったと認められた場合には、当社への通知により、いつでも新株予約権買取契約を解約することができ、また、割当予定先は、当社に通知することにより本新株予約権の一部又は全部の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権1個当たり、本新株予約権に係る発行価額と同額の金銭をそれぞれ支払うことにより、15取引日以内(但し、本新株予約権の行使期間の末日がその期間内に先に到来する場合は、本新株予約権の行使期間の末日までとします。)に本新株予約権を買取るとともに、当社は自らの責めに起因して割当予定先が被った損害を賠償するものとする旨が定められる予定です。

[他の資金調達方法との比較]

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資による新株発行、ライツ・オフアリング、第三者割当による新株発行、株主割当による新株発行、行使価額が固定されたままの新株予約権発行等の資金調達方法を検討いたしました。金融機関からの借入れについては、調達資金額が全額負債となるため、財務健全性が低下するとともに、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に1株当たり利益の即時希薄化を伴うため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。また、新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オフアリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、無償割当てする新株予約権の行使価額等によっては新株流通による需給悪化懸念などから株価が大きく乱高下するおそれがあるため、既存株主へ与える影響が大きくなること、コミットメント型ライツ・オフアリングにおいては、引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングにおいては、東京証券取引所有価証券上場規程等の変更による新株予約権の上場基準見直しにより、最近2年間において経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オフアリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングを実施できない状況であるため、かかる手法は資金調達方法の候補から除外しております。一般に公募又は第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達が可能とする反面、1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいことがあげられます。また、複数の投資家に打診を行いました。株式市場における当社の株価と当社の収益力及び財務内容を踏まえ、引受の了承を得られる相手先を現時点で見出すことは困難であると判断しました。また、株主割当方式での新株式の発行では、希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり(これに対し、本第三者割当においては、行使価額修正条項を付すことにより、当社普通株式の株価が下落した場合にも、株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であり、また、株式購入保証期間を指定することによって割当予定先について本新株予約権の行使義務を一定程度課すことが可能です)、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。さらに、行使価額が固定されたままの新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。したがって、当社といたしましては株価水準に応じた段階的な資金調達が可能であるため、上記特徴を有する本新株予約権の発行という方法を資金調達方法として選択いたしました。行使価額修正条項のディスカウント率は、本新株予約権の行使の促進による資金調達が当社の業績及び財務にとって重要となることから、近時の同種事例等も参考に、割当予定先との協議を踏まえ10%といたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する新株予約権買取契約には、上記「(注)1(3)本資金調達方法について」に記載した内容が含まれます。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、本項(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。
8. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。
9. 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,016,252,000	24,474,325	1,991,777,675

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払い込まれる金額の総額19,502,000円に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（本新株予約権が全て当初の行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額である1,996,750,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額には、弁護士費用、本新株予約権の算定評価報酬費用、有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等が含まれております。
4. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し、又は買取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用	569	平成29年4月～平成32年3月
他社タイトルの買取り費用	500	平成29年4月～平成31年3月
協業案件獲得のためのライセンス使用許諾料及び開発・運営費用	700	平成29年4月～平成31年3月
オフショア開発事業	222	平成29年4月～平成32年3月

- (注) 1. 当社は「1 新規発行新株予約権証券（株式会社オルトプラス第4回新株予約権証券）(2)新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由(1)募集の目的及び理由」に記載されているとおり、上記 乃至 の使途に充ちたいします。上記 乃至 の具体的な内容は、以下のとおりです。

他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用

「1 新規発行新株予約権証券（株式会社オルトプラス第4回新株予約権証券）(2)新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由(1)募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、他社が開発・運営をしているソーシャルゲームを、当該会社に代わって運営を引き受けるセカンダリーマーケットの拡大が今後も見込めると考えていることから、運営移管案件の獲得に備えることが今後の事業拡大に必要であると考えております。運営移管案件の獲得に際しては、案件の打診から当社への移管完了までの期間が数ヶ月と短期であることから、前もって必要な資金を準備し、案件の打診時に対応できるように備えることが必要であると考えております。現時点で具体的な案件は未定であります。他社タイトルの運営移管受託の拡大を図っているところであり、運営移管タイトル4～5本の受託を予定しております。このため、エンジニア等の人件費、グラフィック制作や海外配信に係る翻訳費等の外注費、サービス運営のためのサーバー使用費、広告宣伝費等の他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用として、569百万円を充当する予定です。

他社タイトルの買取り費用

「1 新規発行新株予約権証券（株式会社オルトプラス第4回新株予約権証券）(2)新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由(1)募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、採算性を判断した上で、他社タイトルの買取りを進めることが今後の事業拡大に必要であると考えております。他社タイトルの買取りに際しては、買取りの打診から実行までを数ヶ月という短期間で行うことから、前もって必要な資金を準備し、案件の打診時に対応できるように備えることが必要であると考えております。現時点で具体的な案件は未定であります。近時、当社へのソーシャルゲームの売却打診も増えてきていることから、他社タイトル3～4本の買取りを予定しており、そのための費用として、500百万円を充当する予定です。

協業案件の獲得のためのライセンス使用許諾料及び開発・運営費用

「1 新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第4回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由(1)募集の目的及び理由」に記載のとおり、家庭用ゲーム機向けのゲームメーカーや、アニメや漫画等のキャラクターなどのユーザー認知度の高いIPを保有する企業のソーシャルゲーム市場への参入が進んでおりますが、同時に、ソーシャルゲーム運営のノウハウを有する企業に対する共同開発及び運営委託の事例も増加していると認識しております。そのような状況において、当社は、他社との協業によるソーシャルゲームの開発を進めております。他社との協業では、ライセンス使用許諾料や、海外配信に係る翻訳費を含む開発・運営費用の一部を当社が先行して負担することにより、ユーザー認知度の高いIPを利用した協業案件や、セールスランキングの上位にランクインが見込まれる協業案件を獲得できる可能性が高くなり、また、サービス提供開始後の、当社への収益分配率を高めることが可能になると考えております。このため、協業案件の獲得は、当社の業容拡大に必要であると考えております。協業案件の獲得に際しては、案件の打診から実行までを数ヶ月という短期間で行うことから、前もって必要な資金を準備し、案件の打診時に対応できるように備えることが必要であると考えております。現時点で具体的な案件は未定であります。協業タイトル3~4本の開発及び運営を予定しております。このため、協業案件の獲得のためのライセンス使用許諾料及びエンジニア等の人件費、グラフィック制作や海外配信に係る翻訳費等の外注費、サービス運営のためのサーバー使用費、広告宣伝費等の開発・運営費用として、700百万円を充当する予定です。

オフショア開発事業

- 「1 新規発行新株予約権証券(株式会社オルトプラス第4回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注) 1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由(1)募集の目的及び理由」に記載のとおり、ベトナム子会社の開発リソースを利用して受託するオフショア開発事業は、ベトナムでのエンジニア採用を進め、日本国内での営業・サポート体制の整備を進めた結果、また、日本国内における開発費用の上昇、開発人員の不足が続いていることから、新規開発案件の打診及び受注が増加しております。また、ソーシャルゲームはユーザーの嗜好に短期間で左右されることから、長期間に渡って安定的な収益を確保することが難しいと考えられるのに対し、オフショア開発は、契約期間に基づき収益が決まるため、ソーシャルゲーム事業と比較して、長期間に渡り安定的な収益の確保が可能であると考えており、当社の事業戦略上、長期間に渡って安定的な収益を獲得できるオフショア開発を拡大していくことが重要であると考えております。そのためには、日本国内における営業体制及びサポート体制を充実させ、ベトナムでのエンジニア採用を進めることが必要であると考えております。このため、日本国内における営業体制及びサポート体制を充実するための人件費として42百万円、ベトナムでのエンジニア等の人材の採用費及び人件費、開発・運営のためのサーバー使用費、当社の開発人員が不足した際に他社へ発注する際の外注費及び案件を獲得するための広告宣伝費として180百万円の合計222百万円をそれぞれに充当する予定です。
2. 上記の資金使途及び金額については、当社の事業開発を具現化する各種施策を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合あるいは市場を取り巻く環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後かかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途、金額又は支出時期が変更となった場合は、適時適切に開示いたします。
 3. 上記の金額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し又は買取った場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。実際に本新株予約権により当社が調達できる額が当初見込額より減少した場合は、実際に調達できた額その他の状況を勘案しながら、原則として他社タイトルの運営移管受託に係る運営費用及びオフショア開発事業への充当を優先し、他の資金使途については縮小して充当する予定です。
 4. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
本店の所在地	Level 6, 50 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職及び氏名	会長 P.H. ワーン (P.H. Warne) CEO M.J. リームスト (M.J. Reemst)
資本金	9,808百万豪ドル(845,940百万円) (平成28年3月31日現在)
事業の内容	商業銀行
主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注) 上記の割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、別途時点を明記していない限り、平成29年2月23日現在の内容です。

c 割当予定先の選定理由

当社は、マッコーリー・バンク・リミテッドのグループ会社であるマッコーリーキャピタル証券会社より、当社が東京証券取引所マザーズ市場へ上場した平成25年3月以降、機関投資家とのミーティングをアレンジ頂いておりました。また、マッコーリー・グループより、海外のM&A案件や資金調達提案を受けておりました。こうした関係のなか、平成28年12月、当社が資金調達を検討する中において、その調達方法を割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドを含む、複数の金融機関に相談したところ、マッコーリー・バンク・リミテッドを含め、複数の金融機関より本新株予約権の発行を実施する資金調達方法についての提案を受けました。当社は、当該各提案を受け、「第1募集要項 1新規発行新株予約権証券（株式会社オルトプラス第4回新株予約権証券） (2)新株予約権の内容等 (注)1. 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由 (2)行使価額修正条項付新株予約権の発行を選択した理由 (3)本資金調達方法について」に記載のとおり、他の資金調達方法も含めて当社内で正式な協議・検討を行った結果、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができ、既存株主の利益への影響を一定程度抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断したこと、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドが新株予約権発行による資金調達について十分な実績を有していることなどから、同社の提案を採用することが最善であるとの結論に至ったため、平成29年2月23日の取締役会において、同社を割当予定先とする本第三者割当を決議いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

マッコーリー・バンク・リミテッド：新株予約権の目的である株式の総数 2,450,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、割当予定先は、長期間保有する意思を表明しておりません。また、当社役員と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭により確認しております。

また、当社と割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条及び同施行規則第 436 条第 1 項及至第 5 項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得する株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」といいます。)を制限する旨を新株予約権買取契約にて規定する予定です。具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記 及び に定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記 及び に定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、新株予約権買取契約により合意する予定です。

なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの平成28年(2016年)度のアニュアルレポート(豪州の平成13年(2001年)会社法(英名: Corporations Act 2001)に基づく資料)により、平成28年3月31日現在の割当予定先単体の現金及び現金同等物が8,701 百万豪ドル(円換算額: 750,461百万円、参照為替レート: 86.25円(三菱東京UFJ銀行平成28年3月31日時点仲値))であることを確認しており、払込み及び本新株予約権の行使に必要な資金を有していると認められることから、当該払込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、マッコーリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの 100%子会社であり、マッコーリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所 (ASX) に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA (Australian Prudential Regulation Authority) の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの 100%子会社であります。また、マッコーリー・グループは、金融行動監視機構 (Financial Conduct Authority) 及びブルーデンス規制機構 (Prudential Regulation Authority) の規制を受ける英国の銀行であるマッコーリー・バンク・インターナショナルも傘下においております。日本においては、割当予定先とは互いに直接の資本関係のないものの、割当予定先と同様に、マッコーリー・グループ・リミテッド(オーストラリア証券取引所 (ASX) に上場)の完全子会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社はAPRA ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認するとともに、割当予定先の担当者との面談によるヒヤリングにより、マッコーリー・グループの概要及び日本においてはマッコーリーキャピタル証券会社が金融庁の監督及び規制を受けていることを確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、新株予約権発行要項及びマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で締結する予定の新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂1丁目1番8号)に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、新株予約権発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとししました。また、当該算定機関は、評価基準日(平成29年2月22日)における当社株式の株価(815円)、ボラティリティ(88%)、予想配当額(0円/株)、無リスク利率(-0.3%)等を考慮し、また、本新株予約権及び新株予約権買取契約の内容等を踏まえ、原則として取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないものとし、不行使期間の指定は行われない(なお、行使期間満了前1か月の時点で未行使の新株予約権が残存する場合には、当社による買取りの請求が実施されるものとする。)、割当予定先は権利行使可能な株価水準においては、当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内でただちに権利行使を行ない、株式を売却するものとする、割当予定先は権利行使可能な株価水準においては、株式購入保証期間設定の有無に関わらず自主的に権利行使を進めるものと想定されるため、株式購入保証期間設定の有無・設定の時期は本評価には影響を与えないものと考えられることを仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議の上で、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額である金796円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成29年2月22日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する額である815円とするとともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、10%としました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。なお、監査役3名全員(全員が会社法上の社外監査役)から、新株予約権発行要項の内容及び上記の株式会社赤坂国際会計の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・本第三者割当の決議を行った取締役会において、株式会社赤坂国際会計による本新株予約権の公正価値の算定結果を参考にしつつ、本第三者割当担当取締役による説明を踏まえて検討が行われていること。
- ・株式会社赤坂国際会計は当社及び割当予定先と人的及び資本上の関係はなく、当社の経営陣からも独立していると認められること。
- ・株式会社赤坂国際会計は企業価値評価実務、発行実務並びにこれらに関連する財務問題に関する知識・経験を有していると認められること。
- ・株式会社赤坂国際会計は、一定の条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しており、株式会社赤坂国際会計による価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数は2,450,000株（当該株式に係る議決権数は24,500個）であり、平成29年1月31日現在における当社の発行済株式総数10,131,040株（当該株式に係る議決権数は101,281個）を分母とする希薄化率は24.18%（議決権数に係る希薄化率は24.19%）となります。また、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数2,450,000株に対し、当社過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は435,568株、過去3か月間における1日当たりの平均出来高は806,780株及び過去1か月間における1日当たりの平均出来高は448,639株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大化になった場合、1日当たりの売却数量は5,000株となり、上記過去6か月間における1日当たりの平均出来高の1.15%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

また、本第三者割当において、割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは当社の経営への関与を行う意向はないとの意思を口頭にて表明しております。また、本第三者割当は当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権について当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な既存株式の希薄化を防止し得る点では一定の優位性があり、この資金調達により当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、既存株主の利益に資するものと考えております。当社といたしましては、本第三者割当において発行される新株予約権の内容及び数量は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠なものであると考えております。

なお、本新株予約権には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる旨の取得事由（新株予約権発行要項第14項第(1)号）が定められているため、将来何らかの事由により資金調達の必要性が低下した場合又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合に、必要以上の希薄化が進行しないように配慮されております。以上の点を勘案し、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)
マッコーリー・バンク・リミテッド	No.1 Martin Place,Sydney NSW 2000 Australia			2,450,000	19.55
石井 武	神奈川県川崎市高津区	1,824,000	18.09	1,824,000	14.56
XPEC Entertainment Inc. (常任代理人 みずほ証券株式会社)	2F, No.16, Sec.1, Beiyi Rd, Xindian Dist., New Taipei City (東京都千代田区大手町1-5-1)	1,094,240	10.85	1,094,240	8.73
株式会社エーシーエヌ	大阪府大阪市中央区城見2-1- 61	439,100	4.36	439,100	3.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	391,600	3.88	391,600	3.13
鶴川 太郎	東京都世田谷区	180,000	1.79	180,000	1.44
グリーン株式会社	東京都港区六本木6-10-1	166,600	1.65	166,600	1.33
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	121,400	1.20	121,400	0.97
小徳 宏之	兵庫県宝塚市	80,000	0.79	80,000	0.64
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	78,300	0.78	78,300	0.62
田中 正幸	大阪府堺市堺区	77,700	0.77	77,700	0.62
計		4,452,940	44.17	6,902,940	55.09

- (注) 1. 平成28年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
3. 割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、割当予定先は、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。
4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に割当予定先の「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
5. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年2月23日）までの間において、変更及び追加がありました。以下の内容は当該事業等のリスクの変更箇所のみ記載したものであり、変更及び追加箇所は下線で示しております。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成29年2月23日）現在においてもその判断に変更はありません。

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する全てのリスクを網羅するものではありません。

(3) その他のリスク

新株予約権等の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、役職員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与し、業務資本提携契約を締結したXPEC社に対し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行しており、かかる新株予約権及び新株予約権付社債に係る本書提出日現在の潜在株式数は合計1,797,979株です。また、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先とする本新株予約権の潜在株式数は2,450,000株です。これらが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。上記の潜在株式数の合計数は4,247,979株であり、平成29年1月31日現在の発行済株式総数10,131,040株の41.93%に相当します。

新株予約権の行使が行われない場合について

マッコーリー・バンク・リミテッドを割当予定先とする本新株予約権の行使は、割当予定先の行使に係る投資判断により、また、割当予定先は新株予約権買取契約に基づく本新株予約権の買取請求を行うことが可能であるため、資金調達手段としては不確実性があります。そのため、マッコーリー・バンク・リミテッドによる当該新株予約権の行使が当社の想定通りに行われない場合には、当該新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額が減少し、当社の想定する事業計画を遂行できないこと等により、当社が期待した収益を上げることができず、その結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

XPEC社との資本業務提携に関するリスク

当社は、平成28年4月25日付で提出した有価証券届出書に記載のとおり、XPEC Entertainment Inc.（樂陞科技股份有限公司。以下「XPEC社」といいます。）との間で資本業務提携契約を締結し、XPEC社を割当予定先とする第三者割当（以下「本第三者割当」といいます。）の方法により株式会社オルトプラス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行を行うとともに、XPEC社の既存株主であったEminent Global Limited（以下「EGL社」といいます。）との間で、同社が保有するXPEC社の株式（以下「XPEC社株式」といいます。）を当社が取得することに係る株式譲渡契約を締結いたしました。

当社は、平成28年9月期において、本第三者割当により調達した資金8億55百万円のうち、6億46百万円をXPEC社株式168万株の取得に充ちいたしました。またXPEC社は、平成28年9月期において、本新株予約権付社債8億55百万円分（額面19百万円、45口）のうち4億18百万円分（額面19百万円、22口）を、当社株式1,094,240株に転換しております。この結果、平成28年9月末現在において、XPEC社の持株比率は10.85%となり、当社の第二位の株主となっております。

XPEC社株式については、平成28年5月31日付で、100%日本資本の企業である百尺竿頭數位娛樂有限公司によるXPEC社に対する公開買付けの提案がなされ、当該公開買付けが開始されましたが、平成28年8月22日にその公開買付け期間が延長され、さらに同年8月30日には当該公開買付けが中止されたことをきっかけとして、XPEC社の株価が急落いたしました。

それ以降、XPEC社の独立董事（社外取締役）の辞任、XPEC社の代表者である許金龍董事長の台湾検察当局による拘留、会計監査人の期中辞任等が続きました。その後、平成29年1月24日付で台湾台北地方法院檢察署（Taipei District Prosecutors Office）より、許董事長らの証券取引法違反等の嫌疑事件に係る捜査の終了と事件の概要に関する「臺灣臺北地方法院檢察署新聞稿」と題する資料（以下「本件当局資料」といいます。）が公表されており、本件当局資料によれば、許董事長らに対する捜査の結果、許董事長ほか9名について、証券取引法違反等の嫌疑により公訴を提起するとされています。

このような事態を受けて、当社はXPEC社との間で協議を開始することで合意しておりますが、今後の上記事件の進展、XPEC社の状況、当社とXPEC社との協議等の結果によっては、XPEC社との資本業務提携が変更、解消又は実行困難となる可能性があります。

また、当社は、XPEC社株式の株価下落に伴う評価損失を、平成28年9月期に450百万円、平成29年9月期第1四半期に92百万円計上いたしました。この結果、平成29年9月期第1四半期末時点におけるXPEC社株式の帳簿価額は89百万円、評価損失の累計額は543百万円となっております。XPEC社株式は、平成28年11月17日以降、台湾グレートイ市場での取引が停止されておりますが、取引停止時の株価は1株13.2台湾ドル（1株42.1円（1台湾ドル=3.19円で換算））であるところ、公表されているXPEC社の平成28年12月期第2四半期末における連結純資産は9,860百万台湾ドル（31,453百万円（1台湾ドル=3.19円で換算））であることを踏まえ、XPEC社株式の評価損失を追加計上することは、現時点において予定しておりません。しかしながら、今後、XPEC社の業績の著しい悪化その他の事情により、財政状態が著しく悪化した場合等には、追加で最大89百万円の評価損失が発生する可能性があります。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年2月23日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

（平成28年12月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成28年12月22日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年12月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

子会社を含めた今後の事業内容の多様化及び事業展開に備え、事業目的の追加を行うものであります。

会社法の改正により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が社外取締役、社外監査役から取締役(業務執行取締役等であるものを除く)、監査役に拡大されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条及び第40条の一部をそれぞれ変更するものであります。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

第2号議案 取締役6名選任の件

石井武、鶴川太郎、竜石堂潤一、本田浩之、石井洋児、陳逸の6名を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

小田香織、隈元慶幸、小林壮太の3名を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

佐藤和好を補欠監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役(社外取締役を除く)に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額を年額50百万円以内の金銭債権とし、これにより発行される普通株式の総数は年100,000株以内とするものであります。また、各取締役への具体的な配分については、任意で設置している報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して、取締役会において決定することとするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	46,357	788	0	(注)1	可決 98.33
第2号議案 取締役6名選任の件					
石井 武	42,023	5,302	0	(注)2	可決 88.80
鶴川 太郎	42,113	5,212	0		可決 88.99
竜石堂 潤一	42,498	4,827	0		可決 89.80
本田 浩之	42,498	4,827	0		可決 89.80
石井 洋児	46,026	1,299	0		可決 97.26
陳 逸	42,252	5,073	0		可決 89.28
第3号議案 監査役3名選任の件					
小田 香織	46,449	876	0	(注)2	可決 98.15
隈元 慶幸	45,834	1,494	0		可決 96.85
小林 壮太	45,816	1,509	0		可決 96.81
第4号議案 補欠監査役1名選任の 件	46,588	757	0	(注)2	可決 98.40
第5号議案 取締役に対する譲渡制 限付株式付与のための 報酬決定の件	44,181	3,144	0	(注)2	可決 93.36

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成29年1月10日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成29年1月6日

(2) 当該事象の内容

当社が保有するXPEC社株式について、平成28年9月期決算において減損処理による投資有価証券評価損として450,585千円を特別損失として計上しておりますが、前期末決算における評価額より時価が下落していることを踏まえ、減損処理による投資有価証券評価損を平成29年9月期第1四半期決算において特別損失として計上することといたしました。なお、四半期会計期間末における投資有価証券の減損処理につきましては洗替方式を採用しているため、平成29年9月期の期末の時価によっては、投資有価証券評価損の計上額が変動する場合または投資有価証券評価損の計上を行わない場合があります。

(3) 当該事象の損益に与える影響

平成29年9月期第1四半期決算において、減損処理による投資有価証券評価損として92,978千円を特別損失として計上いたします。

3. 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載された資本金については、本有価証券届出書提出日（平成29年2月23日）までの間において次のとおり増加しております。

平成28年9月30日現在の資本金（千円）	増加額（千円）	平成29年2月23日現在の資本金（千円）
1,501,759	11,589	1,513,348

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第7期)	自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日	平成28年12月26日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第8期 第1四半期)	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月10日 関東財務局長に提出
四半期報告書の 訂正報告書	事業年度 (第8期 第1四半期)	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月21日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年12月15日

株式会社 オルトプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武 井 雄 次

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 野 開 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古 賀 祐 一 郎

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルトプラス及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで2期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社オルトプラスの平成28年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社オルトプラスが平成28年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月15日

株式会社 オルトプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武	井	雄	次
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	野	開	彦
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古	賀	祐	一郎
--------------------	-------	---	---	---	----

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オルトプラスの平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度及び当事業年度において、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月10日

株式会社オルトプラス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武	井	雄	次	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古	賀	祐	一	郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オルトプラスの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オルトプラス及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで3期連続で営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当第1四半期連結累計期間においても営業損失、経常損失及び親会社株式に帰属する四半期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。